

令和3年度第1回根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会 ＜ 次 第 ＞

日時：令和3年9月17日（金）13:00～15:30

場所：根室振興局 3階大会議室

役場、JA等各職場

1 意見交換及び情報収集 13:00～15:30

- 1) 開 会
- 2) 挨 拶
- 3) 座長選出
- 4) 意見交換等

① 環境情報協議会の設立経緯について

② 田園環境整備マスタープランについて

・田園環境整備マスタープランの概要について

・各関係町の田園環境整備マスタープランについて（別海町、中標津町、標津町、羅臼町）

※各町説明5分程度

③ 計画策定地区の説明及び意見交換等

（対象地区）

・農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業〔草地整備型〔道営草地整備事業〕〕）

美原地区（道営計画策定）

中標津中部第2地区（道営計画策定）

知床標津第2地区（道営計画策定）

・農村整備事業（農道・集落道整備〔高度化型〕）

平和地区（道営計画策定）

・農業集落排水事業

計根別地区（団体営計画策定）

・農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業〔畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕〕）

計根別南地区（公社営計画策定）

豊原地区（公社営計画策定）

計根別北地区（公社営計画策定）

※各地区概要説明・意見交換15分程度

5) その他 15:20～

6) 閉 会 15:30

環境情報協議会の設立経緯について

田園環境整備マスタープランの概要について

環境情報協議会の設立経緯について

1.1.8 環境との調和に配慮した整備

自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等の農村の持つ多面的機能に対する期待が高まっていることを受けて、食料・農業・農村基本法の基本理念に多面的機能の発揮が掲げられているとともに、農業生産の基盤整備に当たっては環境に配慮することが明記された。(※1)

また、平成13年度に改正された土地改良法では、土地改良事業の施行に当たり、環境と調和に配慮することが明確に位置付けられた。(※2) さらに、平成13年10月に策定した「土地改良長期計画」では、「自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造」を政策目標に掲げられた。

北海道においても、北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)、北海道農業・農村振興条例(平成9年北海道条例第10号)を制定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的・計画的に推進しており、「環境を保全し心やすらぐ田園空間の創造」を取組の基本方針とした「北海道農業・農村ビジョン21」を平成16年3月に策定した。さらに、農業農村整備事業を実施する際の指針については、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などを明らかにすることを目的に、「北海道農業農村整備環境配慮指針」(平成17年3月)が策定されている。

また、農林水産省において「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」(平成14年2月14日付け農振第2512号。以下「環境要綱」という。)及び「農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について」(平成14年3月1日付け13農振第2784号)が定められ、事業の実施にあたって「環境との調和に配慮すること」が位置付けられるとともに、これらを踏まえて「田園環境整備マスタープラン」の策定や「環境情報協議会」の設置に関しても明確に位置付けられた。

※1 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

(多面的機能の発揮)

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業生産の基盤の整備)

第24条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

※2 土地改良法(昭和24年法律第195号)

(目的及び原則)

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

(1) 北海道農業農村整備環境配慮指針（平成17年3月策定）

農業農村整備事業の実施にあたっては、これまでも環境との調和への配慮に努めてきたところだが、今後、これらの取組を一層推進していくため、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などが定められた。

この北海道農業農村整備環境配慮指針は、北海道の豊かな自然環境が将来にわたって保全されるよう北海道環境基本条例の趣旨を踏まえた内容となっている。

1) 基本方針

- ① 人と自然が共生する農村社会の実現を図るため、野生生物の種の保存や多様性の確保など生態系の保全に配慮する。
- ② 「うるおい」や「やすらぎ」など農業・農村が有する多面的な機能の増進に配慮する。
- ③ 営農を通じて形づくられてきた北海道ならではの雄大で美しい農村景観の保全に配慮する。

2) 事業実施にあたっての配慮事項

- ① 生態系の保全への配慮
農地及びその周辺の水辺や隣地には多様な動植物が生息しており、こうした動植物の生息環境の保全や移動ルート確保のための工法選択の配慮。
ア 河川や湖沼、湿地など多様な水辺環境の保全
イ 森林、防風林、河畔林などの多様な動植物の生息環境の保全
ウ 野生動物の移動路（コリドー）の確保
エ 野生生物の生息に適した多孔質でより自然に近い工法の選択
- ② 農業・農村が有する多面的機能の増進への配慮
農業・農村の有する「うるおい」や「やすらぎ」など多面的な機能の増進を図るため、身近なみどりや水辺の保全に配慮。
ア 農業用水利施設などの親水機能の維持・増進
イ 農地法面緑化や防風林などの保全
ウ 水質の保全や汚濁防止を図る工法の採用
- ③ 農村景観の保全への配慮
開拓以来の地域の歴史や文化との関わりの中で育まれてきた北海道ならではの美しい農村景観の保全に努めるとともに、必要に応じて緑化などを推進
ア 周辺の景観と調和したデザイン工法の採用
イ 遠景、中景、近景などの異なる視点からの景観への配慮
ウ 農地や農道などの法面緑化による修景
エ 防風林や屋敷林などの保全

3) 計画段階での取組

環境への配慮は画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

- ① 計画段階で把握する事項
事業計画の策定にあたっては、計画対象地域及び周辺地域が有する自然環境等について充分把握しておくこと。
ア 河川、湖沼、湿地、水路などの水辺環境
イ 植物の種類と分布状況、野生動物の生息状況

- ウ 史跡や文化財の有無
- エ 景観の保全に関する事項
- オ 国・道立公園等の指定状況

② 農業者等の意見の把握

農村環境は、営農と密接に関連しながら形成されてきたことから、環境への配慮の具体的な取組に当たっては、長年そこに暮らし農地や水路等の管理を行ってきた農業者や地域住民等の知識や意向の把握に努め、事業計画への的確に反映していく。

③ 有識者等の意見

地域が有する農村環境の特性を適切に把握するためには、有識者等の客観的な視点からの評価が有効であることから、この活用に努める。

④ 費用負担者との調整

環境に配慮した事業を進めるに当たっては、整備費用の増加を伴う場合が多いことから、環境配慮の内容や増加費用の負担などについて、関係者間での合意形成が必要である。環境への配慮は、画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

4) 実施段階での取組

① 実施計画

- ア 設計に先立ち、工事の内容や実施時期、工事費負担のあり方、維持管理方法等について、受益者、市町村、土地改良区等と十分な打合せを行うこと。
- イ 設計にあたって、地域が有する農村環境の特性を踏まえながら、事業目的の達成と環境配慮との調整、耐久性や経済性なども考慮した適切な内容とする。
- ウ 施工業者に設計の意図を正確に伝えるため、通常的设计図書に加え、必要に応じて完成予想図や施工要領図などを作成すること。

② 工事施工

- ア 施工業者から提出される施工計画書に基づき、設計内容との相違の有無、工程設定や施工方法の妥当性などについて確認するとともに、適切な施工管理が行われるよう指導すること。
- イ 仮設物の設置に当たっては、周辺に及ぼす影響について現地確認を行い、影響が予想される場合は、回避等の適切な措置を求めること。
- ウ 施工時期の変更などが生じた場合にあっては、改めて環境への影響の有無について確認すること。

(2) 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

平成13年の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、農業農村整備事業が自然と共生する環境創造型事業へ転換を図るため、さまざまな仕組みや支援が整備されている。

その一環として、国や地方公共団体等で実際に農業農村整備事業に携わる者を対象に、環境に係る調査、計画策定と設計に当たり、その内容が環境との調和に適切に配慮されたものとなるよう、基本的な考え方や留意事項等が平成14年2月に「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」として、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会において取りまとめられ

ている。

そのほか、「生きものにぎわいある農村を目指して」などのパンフレットも取りまとめられており、その中で、農業農村整備事業における環境との調和への配慮は、下記のミティゲーション5原則（環境配慮の5原則）に基づき行うことなどが記されている。

- ① 回避（avoidance）
行為の全体又は一部を実行しないことにより、影響を回避すること。
- ② 最小化（minimization）
行為の実施の程度又は規模を制限することにより、影響を最小とすること。
- ③ 修正（rectification）
影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復することにより、影響を修正すること。
- ④ 影響の軽減／除去（reduction/elimination）
行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減又は除去すること。
- ⑤ 代償（compensation）
代償の資源又は環境を置換又は供給することにより、影響を代償すること。

（3） その他

1） 田園環境整備マスタープラン

（ 省 略 - ）

2） 環境情報協議会

平成13年度の土地改良法の改正により、これ以降の農業農村整備事業については地域合意のもと市町村が策定する農村地域の環境保全に関する基本計画である「田園環境整備マスタープラン」を踏まえて実施することとなっている。

これを受けて、農林水産省から「環境情報協議会の設置について」（平成14年3月1土日付け13農振第2820号）が通知され、「環境との調和への配慮」について客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るため、調査・計画の段階で環境に関する意見交換及び情報収集を行う「環境情報協議会」を設置することとなった。

環境情報協議会では、事業実施主体として考えている事業種類ごとの配慮項目や配慮内容について、専門家・地域住民の代表者などから「事業計画が田園環境整備マスタープランに沿っているか、良好な農村環境の形成ができるか、最新工法や事例の紹介」などについて意見交換・助言・情報収集を行い、これらの意見を反映させつつ対象地域における環境配慮内容を決定すること。

実施時期及び協議会の委員選定については、各振興局で設置している「道営農業農村整備事業環境情報協議会設置要領」等で定められており、実施時期はおおむね計画樹立年度の調査開始時期と調査取りまとめ決定時期の2回程度であり、協議会の委員については原則5名で、環境に関する専門家2名程度、地域住民代表2名程度、農業関係者1名程度を選考する。

検討項目としては、「北海道農業農村整備環境配慮指針」等を参考に、地域に適した配慮を検討すること。

田園環境整備マスタープランの概要について

1) 田園環境整備マスタープラン

土地改良法改正の趣旨を踏まえ、平成14年度以降、農業農村整備事業等は「田園環境整備マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）が策定されている地域で「この内容を踏まえて実施する」ということが、環境要綱において位置付けられている。

これを受けて、「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について」（平成14年2月14日付け13農振第2513号）の中で、マスタープランの作成方法等が定められている。

マスタープランは、地域自らが個々の地域の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を検討して作成する。特に「環境創造区域」では農業農村整備事業の実施にあたり、自然と共生する環境を積極的に創造する区域として設定するとともに、新たな環境に係る情報等がある場合は、その内容を踏まえてマスタープランを見直すこととしている。

<項目等>

① 現況調査

ア 地域調査(地勢、地域特性等)

イ 自然環境(気象、動植物、景観等)

ウ 社会環境(地域指定、土地利用、歴史、文化等)

② 田園環境の現状と課題の把握

市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握。

③ 環境配慮の目標と整備の基本方針の作成

住民や有識者の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成。

④ 全体整備構想の作成

環境保全目標・基本方針から、農地等区域において、「環境創造区域（自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域）」と「環境配慮区域

各関係町の田園環境整備マスタープランについて

別海町

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会（第1回）

別海町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町を代表する風蓮湖や茨散沼、西別川等の自然環境、これらの周辺に動植物の生息 ・特に、タンチョウ、シマフクロウ、クマガラ、オジロワシ等の天然記念物が生息する恵まれた自然環境 ・別海町では、風蓮湖や茨散沼など町内の優れた景勝地を「別海十景」として指定 ・町立小野沼公園（別海十景）は、内陸部の貴重な水とみどりの空間に位置づけ ・魚類は、イトウやイワナ、オショロコマ等が生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道営草地整備事業や畜産基盤再編総合整備事業により生産基盤整備等を実施 ・国営環境保全型かんがい排水事業により水質浄化をはじめとする多面的機能を有する農業用排水施設を整備する等環境保全型農業を推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小野沼公園は自然環境教育の場として利用 ・ヤチカンバ群落地等の文化財が多数分布
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流入で環境悪化が懸念されるので、小野沼等を含めた自然環境の保全が必要 ・農業用排水路から流れ出る水質の悪化が著しく、沼の水質悪化が懸念 ・草地造成による湿地の減少、排水路、農道などの整備による湿地の乾燥化が懸念 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農家の規模拡大に伴う家畜糞尿処理対策が必要 ・防風林は基盤整備に伴う伐採により減少傾向 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭雑排水の処理など生活環境基盤整備の遅れにより河川環境への影響が懸念 ・空き缶やゴミの投棄防止を促す看板の設置、環境美化への理解と協力が必要
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した農道、農業用排水施設、護岸の整備が必要 ・水路整備は、動植物の生息空間として環境に配慮した素材（多孔質）など工法の検討 ・野生生物の移動経路を確保する等ビオトープをつなぐコリドーとして機能に配慮 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道、農業用排水路の整備の際には、既存の並木、防風保安林の保全の検討 ・堆肥舎、尿溜、堆肥盤等の家畜排せつ物処理施設の整備を行い、良質な堆肥及び尿の効率的な農地還元による資源循環と、土づくりの推進などにより持続的農業を展開 ・排水路とあわせて遊水池、土砂緩止林、排水調整池など付帯施設を一体的に整備し、環境負荷物質の流出防止による水質浄化の推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及と維持管理による生活環境の整備 ・住宅周辺の花壇の整備による景観配慮に対する意識の向上や、自然環境教育の一層の普及の推進

各関係町の田園環境整備マスタープランについて

中標津町

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会（第1回）

中標津町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川や当幌川などの清流と防風林・河畔林等の森林と、ここに生息するシマフクロウ、クマゲラ、ハイタカ等の絶滅危惧種の鳥類等が身近に観察できる。 ・開陽台からの農耕地と防風林の眺望は、本町の貴重な観光資源となっている。 <p>社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散在散居で農家間の距離が離れていることや近年の過疎化、高齢化により農村コミュニティの維持が困難な状況にある。 ・豊かな自然環境を利用した魚釣りや昆虫採取、散策などのレクリエーション活動と酪農体験機会など豊富な資源に恵まれている。 <p>生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町は酪農を主とした農業を基幹産業としている。 ・広大な経営耕地による家族経営を主体とした一大酪農地帯である。 ・近年の農産物価格の低迷や購入飼料等生産資材価格の高騰により経営は厳しい状況にある。
<p>農村環境の課題</p>	<p>自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物保全の観点から、カラマツを主体とした単相林に広葉樹を取り入れた複相林化が必要である。 ・本町の貴重な観光資源となっている農耕地と防風林の景観の維持保全が必要である。 <p>社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家数の減少に伴う人口減少によりコミュニティ活動の維持増進が必要である。 <p>生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家数が減少しており、担い手の育成が必要である。 ・農業従事者の高齢化、後継者不足により遊休農地の発生が懸念されている。 ・環境負荷の大きい農薬や化学肥料に頼らない家畜糞尿を有機物資源として有効活用する資源循環型農業の確立が必要である。 ・除雪車による砂利等の農地への飛散により作業機械の故障が問題となっているので、対策が必要である。
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いの草地造成を抑制し、土砂や糞尿等の河川への流出を抑制する作用をもつ沢地の保全に努める。 ・河川水質の保全を図る家畜糞尿の適正な循環利用や、河畔林の保全などにより豊かで潤いのある清流の維持保全に努める。 ・動植物の繁殖のためには広葉樹の増殖が必要なので、防風林には広葉樹の植樹に努める。 <p>社会環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の基幹産業である農業のPRを兼ねて、自然環境を住民相互の交流資源としての活用に努める。 ・農村地域の自然環境資源を教育・レクリエーションなど地域振興としての活用に努める。 <p>生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹産業として環境と調和した農業を行うため、農薬や化学肥料を抑制した環境にやさしい生産活動の推進に努める。 ・勾配緩和等生産基盤の整備の他、環境負荷の大きい化学肥料に代えて、地域資源としての家畜糞尿の適正処理と活用に努める。 ・快適で魅力ある農村地域としての醸成を図るために農家家屋及び畜舎周辺の美化、生活環境基盤の整備を推進する。 ・農地に砂利等が飛散しないよう舗装化や劣化した舗装クラック等の保全対策の推進に努める。

各関係町の田園環境整備マスタープランについて

標津町

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会（第1回）

標津町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の歴史・文化の形成は、自然環境が豊かな標津川及びその水系 ・本町にあるポー川史跡自然公園には、ガンコウラン、ワタスゲ、コケモモ等の湿地植物が広く分布 ・主な鳥類では、アカゲラ、クマゲラ、カケスなどが生息 ・昆虫は、エゾシロチョウ、ミヤマカラスアゲハ等のチョウ類が生息 ・魚類は、イトウやイワナ、オシヨロコマなどが生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の農業機械の有効利用により経営コストの削減を推進 ・家畜ふん尿の適正な処理と利活用を励行 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業と漁業は本町の2大産業に位置付け ・河畔などに植林を実施して水質保全に取り組み
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草地散布された家畜ふん尿や土砂流出などによる水質悪化が懸念 ・これが起因する漁業等周辺環境への影響が懸念 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん尿処理の利活用に伴う河川等への流出が懸念 ・環境に優しい効率的な生産基盤の環境づくりの推進 ・資源循環型酪農の確立 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動、一般家庭から排出される産業廃棄物等の資源化 ・酪農への理解を促す交流の促進
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川とその周辺河川の保全を図るため、河畔林などの植林を実施 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防風林・河畔林・残置林の連鎖の維持、河畔林の造成・整備 ・家畜ふん尿処理施設の整備による適正処理と利活用の実施 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型酪農の確立による快適な農村環境づくりの創出 ・家庭や産業から排出される廃棄物を地域内で消費する地域内循環型産業の構築

各関係町の田園環境整備マスタープランについて

羅臼町

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会（第1回目）

羅臼町对环境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 羅臼岳を最高峰とする知床連山からオホーツク海までに広がる丘陵地 ・ シレトコスミレを代表に羅臼町だけにしか見られない植物の固有種が分布 ・ ヒグマやエゾシカなどの大型ほ乳類や、国の天然記念物に指定のあるシマフクロウ、オオワシ、オジロワシなどの鳥類が生息 ・ 魚類はオショロコマなどが生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 峯浜地区が町内唯一の農業地帯で、オホーツクからの海霧の影響もあって酪農が基幹 ・ 就業者の高齢化や後継者不足に加えて、農畜産物価格の低迷などにより農業経営の安定化が厳しい状況 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や海洋を含め、合併浄化槽の整備により快適な環境づくりを実施
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺の環境の保全 ・ 農村景観の維持・向上 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な農業基盤づくり ・ 農業と自然環境との調和 ・ 家畜ふん尿の利活用対策 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・海洋の水質汚染の保全 ・ 豊かな自然環境の保全
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乱開発の防止対策と、その保全対策への啓発活動の推進 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜ふん尿の処理施設の整備を行い、適正な処理と利活用の推進 ・ 基盤整備の実施により環境に優しい生産基盤づくりの推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害発生の未然防止のための監視・指導 ・ 環境保全意識の醸成 ・ 合併浄化槽の普及と適正管理による生活雑排水の処理対策の推進

- ① 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔草地整備型〔道営草地整備事業〕〕）

【 美原地区 】

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	1
------	---

事業概要

事業名	農業競争力強化基盤整備事業(草地畜産基盤整備事業(草地整備型(道営草地整備事業)))				
地区名	美原(みはら)		関係市町村名	別海町	
予定期間	令和4年度～8年度		受益戸数	26	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(雑種地)
	398.4			394.2	4.2

事業目的

本地区は、別海町の北東部に位置し、中春別農業協同組合の美原酪農振興会が営農生産活動を行っている美原集落からなっている。
 この地域は、冷涼かつ広大な土地基盤を活かして、草地型酪農を主体とする牛乳・乳製品の供給基地として重要な役割を果たしてきたが、近年、農畜産物輸入自由化等の諸情勢により、国際化に対応した安全で高品質な牛乳を低コストで安定的に生産する体制の確立が急務となっている。また、経営規模拡大の推進に当たっては、飼料基盤の整備が喫緊の課題となっている。
 このため、本事業により飼料生産基盤の整備、草地の有効活用、コスト低減に向けた飼料自給率の向上等を推進し、農家経営の安定を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
草地整備改良	起伏修正Ⅰ(耕起+牧草播種) A=383.7ha	269,000
	起伏修正Ⅱ(勾配修正+牧草播種) A=10.5ha	62,000
	暗渠排水(起伏Ⅰ) A=2.6ha	8,000
	管理用道路 L=100m	7,000
草地造成改良	草地造成Ⅰ(伐根+耕起+牧草播種) A=2.9ha	4,000
	草地造成Ⅱ(伐根+勾配修正+牧草播種) A=1.3ha	5,000
	暗渠排水(造成Ⅰ) A=1.1ha	4,000
諸経費	測量試験費	61,000
総事業費		420,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・河川と隣接したほ場では、整備を行わない。 ◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の草地造成要望箇所は環境の専門家と近日中に現地調査を行い、野生動物への配慮等が必要な場合は事業の対象としない。 ・造成により樹木の伐採を行う場合は、現況と同等以上の機能を有する林帯を代替地に確保する。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型作業機械を使用する。 ◆その他 <ul style="list-style-type: none"> ・整備後、農家への引き渡しの際、営農上防除が必要な場合は「採草地における植生改善マニュアル」等を遵守し、適正散布量とするようパンフレット等での周知・指導に努める。

環境情報協議会に報告すべき事項など

- ◆草地造成の要望に係る対応について
 - ・農家の整備要望聞き取り時に、造成が要望された場合は要望理由や要望範囲、隣接河川等をGISデータ等により確認している。
 - ・その上で、過去の環境の専門家との打合経験を元に、農家聞き取り時に河川近傍または林帯となっている区域での草地造成の取止、または環境影響を軽減した草地造成の調整を行った。近日中に環境の専門家との打ち合わせを予定している。
- ◆野鳥や野生動物に対する配慮について
 - 計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索するとともに、該当するほ場の施工の可否を検討する。

② 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔草地整備型〔道営草地整備事業〕〕）

【 中標津中部第2地区 】

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	2
------	---

事業概要

事業名	農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業（草地整備型（道営草地整備事業）				
地区名	中標津中部第2（なかしべつちゅうぶだいに）	関係市町村名	標津郡中標津町		
予定期間	令和4～8年度		受益戸数	36	
受益面積 （ha）	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他（雑種地）
	599.0			599.0	

事業目的

本地区は中標津町北東部に位置している。地区内では広大な土地資源と冷涼な気象条件の下で草地利用型の畜産農業が発達し、草地開発の推進と機械整備の高度化等を経て大規模酪農経営が展開され、国内の畜産物供給基地として重要な位置を占めるに至っており、コントラクターの利用促進やTMRセンターの設立による粗飼料生産の効率化など、草地の生産性を向上させるための様々な取組が行われている。

しかしながら、地区内の一部の草地は雑草の繁茂による牧草収量及び飼料栄養価の減少のほか、経年変化に伴う不陸に起因する低位部の過湿被害や効率的な農作業の支障など、粗飼料の生産拡大が阻まれている状況にある。

このため、本事業によって総合的な草地基盤整備を行い、高品質な粗飼料生産の増大による飼料自給率の向上と作業効率の向上による生産コストの低減を図り、地域農業を支える担い手農家の育成を図ることを目的とする。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費（千円）
草地整備改良	起伏修正Ⅰ（耕起＋牧草播種）A=595.7ha	405,000
	草地管理用道路 L=737m	43,000
草地造成改良	草地造成Ⅰ（伐根＋耕起＋牧草播種）A=3.3ha	5,000
諸経費	測量試験費	87,000
総事業費		540,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<p>◆河川環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川と隣接したほ場では整備を行わない。 <p>◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の草地造成要望箇所は環境の専門家と近日中に現地調査を行い、野生動物への配慮等が必要な場合は事業の対象としない。 造成により樹木の伐採を行う場合は、現況と同等以上の機能を有する林帯を代替地に確保する。 森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 低騒音、低振動、排出ガス対策型作業機械を使用する。 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備後、農家への引き渡しの際、営農上防除が必要な場合は「採草地における植生改善マニュアル」等を遵守し、適正散布量とするようパンフレット等での周知・指導に努める。

環境情報協議会に報告すべき事項など

◆草地造成の要望に係る対応について

- 農家の整備要望聞き取り時に、造成が要望された場合は要望理由や要望範囲、隣接河川等をGISデータ等により確認している。
- その上で、過去の環境の専門家との打合せ経験を元に、農家聞き取り時に河川近傍または林帯となっている区域での草地造成の取止、または環境影響を軽減した草地造成の調整を行った。近日中に環境の専門家との打ち合わせを予定している。

◆野鳥や野生生物に対する配慮について

計画段階で環境省釧路自然環境事務所と協議を行い、野鳥や野生生物（特に希少生物）等の生息状況を確認し、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索するとともに、該当するほ場の施工の可否を検討する。

- ③ 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔草地整備型〔道営草地整備事業〕〕）

【 知床標津第2地区 】

地区番号	3
------	---

事業概要					
事業名	農業競争力強化基盤整備事業(草地畜産基盤整備事業(草地整備型(道営草地整備事業)))				
地区名	知床標津第2(しれとこしべつだい2)	関係市町村名	標津町・羅臼町		
予定期間	令和4年～8年度		受益戸数	53	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(山林・雑種地)
	1,125.4			1,119.1	6.3

事業目的
 本地区は標津町北部から羅臼町峯浜集落に位置し、標津町農業協同組合管轄の北標津・峯浜酪農協議会のエリアで構成されている。地区内では広大な土地資源と冷涼な気象条件の下で草地利用型の有畜農業が発達し、草地開発の推進と機械整備の高度化等を経て大規模酪農経営が展開され、国内の畜産物供給基地として重要な位置を占めるに至っており、コントラクターの利用促進やTMRセンターの設立による粗飼料生産の効率化など、草地の生産性を向上させるための様々な取組が行われている。
 しかしながら、地区内の一部の草地は雑草の繁茂による牧草収量及び飼料栄養価の減少のほか、経年変化に伴う不陸に起因する低位部の過湿被害や効率的な農作業の支障など、粗飼料の生産拡大が阻まれている状況にある。
 このため、本事業によって総合的な草地基盤整備を行い、高品質な粗飼料生産の増大による飼料自給率の向上と作業効率の向上による生産コストの低減を図り、地域農業を支える担い手農家の育成を図ることを目的とする。

主要工事計画		
工種区分	工事内容	工事費(千円)
草地整備改良	起伏修正Ⅰ(耕起+牧草播種) A=1116.7ha	729,000
	暗渠排水(排水改良) A=2.4ha※起伏Ⅰ重複	13,000
	排根線除去(除去した排根線の均し+牧草播種) A=2.4ha	5,000
草地造成改良	草地造成Ⅰ(伐根+耕起+牧草播種) A=5.0ha	7,000
	草地造成Ⅱ(伐根+勾配修正+牧草播種) A=0.1ha	1,000
	排根線除去(過去の草地造成時に堆積し、風化が進んだ木の根等の除去) A=1.2ha	3,000
諸経費	測量試験費	152,000
総事業費		910,000

田園環境整備マスタープランとの関係	
本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・河川と隣接したほ場では整備を行わない。 ◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の草地造成要望箇所は環境の専門家と近日中に現地調査を行い、野生動物への配慮等が必要な場合は事業の対象としない。 ・造成により樹木の伐採を行う場合は、現況と同等以上の機能を有する林帯を代替地に確保する。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型作業機械を使用する。 ・森林伐採を行う場合、林帯の連続性や小動物の移動経路となる耕地防風林の伐採は控えるなど野生動物への配慮を勘案し、整備に当たり農業者や農業関係者との打合せを行う。 ◆その他 <ul style="list-style-type: none"> ・整備後、農家への引き渡しの際、営農上防除が必要な場合は「採草地における植生改善マニュアル」等を遵守し、適正散布量とするようパンフレット等での周知・指導に努める。

環境情報協議会に報告すべき事項など

- ◆草地造成の要望に係る対応について
 - ・農家の整備要望聞き取り時に、造成が要望された場合は要望理由や要望範囲、隣接河川等をGISデータ等により確認している。
 - ・その上で、過去の環境の専門家との打合せ経験を元に、農家聞き取り時に河川近傍または林帯となっている区域での草地造成の取止、または環境影響を軽減した草地造成の調整を行った。近日中に環境の専門家との打ち合わせを予定している。
- ◆野鳥や野生動物に対する配慮について
 - ・計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索するとともに、該当するほ場の施工の可否を検討する。

④ 農村整備事業（農道・集落道整備〔高度化型〕）

【 平和地区 】

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	4
------	---

事業概要

事業名	農村整備事業 農道・集落道整備事業（高度化型）				
地区名	平和（へいわ）		関係市町村名	野付郡別海町	
予定期間	令和4～11年度		受益戸数	2	
受益面積 （ha）	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他（雑種地）
	285.5			285.5	

事業目的

本地区は、豊富な飼料基盤を生かした大規模酪農経営が営まれている地域であり、本計画路線は2戸の受益農家の通作および生活道路として利用されており、農業機械等の通行状況や他地域との連絡経路等を考慮し、本地区を設定した。
 当該路線は、視野里道のため集乳の時間短縮や輸送コストの低減及び効率的かつ円滑な通作と農産物輸送等の支障となっているほか、牧草の砂塵被害が発生していることと、降雨時等には泥濘化により、維持管理にも苦慮している状況にある。
 このため、本計画路線の改良・舗装により集乳の時間短縮及び輸送コストの低減、通作及び農産物輸送の効率的向上、砂塵被害の解消、維持管理に係る労力・経費の軽減を図り、安定的な大規模酪農経営の確立を図ることを目的とする。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費（千円）
道路工	L=1,604m(改良・舗装L=1,578m 橋梁L=26m) W=4.0(6.0)、アスファルト舗装	610,000
諸経費	測量試験費、用地費、補償費	162,000
総事業費		772,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<p>◆河川環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・函渠及び橋梁の整備に当たり、汚濁防止対策を講じる。 ・函渠及び橋梁周辺の護岸に当たっては、生物の生息環境の保全に配慮する。 <p>◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防風保安林などにおける希少生物の生息状況を確認する。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・低騒音・低震動・排出ガス対策型作業機械を使用する。

環境情報協議会に報告すべき事項など

◆道路整備自体の自然環境に与える影響について
 本路線はほぼ現況の道路敷地内に収まる見込みで、樹木の伐採もごく一部となるため、現況の砂利道がアスファルト舗装になること自体の自然環境に与える影響は軽微だと考えられる。

◆橋梁の整備について
 道路の整備に伴う河川横断部分（普通河川黒百合川、普通河川中春別川〔町管理区間〕）の改修に当たっては、周辺樹木の伐採を最小限にするとともに、施工時期の配慮及び濁水流出防止対策の実施により生物の生息環境の保全に配慮する。

◆野鳥や野生生物に対する配慮について
 計画段階で環境省釧路自然事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索する。

⑤ 農業集落排水事業

【 計根別地区 】

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	5
------	---

事業概要

事業名	農業集落排水事業				
地区名	計根別（けねべつ）		関係市町村名	中標津町	
予定期間	令和4年度～令和9年度		受益戸数	770	
受益面積 （ha）	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他（雑種地）
	65				65

事業目的

本地区は、平成7年度に農業集落排水事業で整備に着手し、平成12年度に完了している。供用開始から22年が経過し、汚水処理施設は、適正な維持管理が実施されているにもかかわらず、経年変化等による様々な支障が生じていることから、本事業を実施し、本施設の機能を強化することにより、総合的な処理の改善を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費（千円）
処理施設	機械・電気設備更新 1式	373,000
諸経費	測量試験費 1式	25,000
総事業費		398,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	本地区は、計根別浄化センター（処理場）内に設置済の機械・電気設備の更新工事であり、既に建設されている建物の中での施工となることから、環境への影響は無いと考える。

環境情報協議会に報告すべき事項など

本地区は、計根別浄化センター（処理場）内に設置済の機械・電気設備の更新工事であり、工場で作成した機械・電気設備をトラックで計根別浄化センターまで運搬し、トラックから屋内への運び入れ及び組立・設置作業等は全て人力での作業となり、また全て屋内で行う作業のため、環境への影響はありません。

- ⑥ 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕〕）

【 計根別南地区 】

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	6
------	---

事業概要

事業名	草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)再編整備事業				
地区名	計根別南		関係市町村名	別海町	
予定期間	令和4年度～令和7年度		受益戸数	34戸	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(原野等)
	491.0			490.0	1.0

事業目的

別海町は広大な土地資源と冷涼な気候のもと、昭和30年代の根釧パイロットファーム建設事業、昭和48年～57年の新酪農村建設事業などにより大規模な酪農専業経営を展開し、現在に至っては、日本有数の生乳生産基地としてわが国の食料の安定供給に大きな役割を担っている。

一方、近年における穀物相場の高騰、担い手の高齢化、後継者不足、さらにはWTO農業交渉をはじめ、EPA・FTA・TPPなどの国際貿易交渉の進展による地域経済への影響が懸念されるなど様々な課題に直面している。こうしたことから、本事業の導入による飼料基盤及び利用施設の整備等を通じ、生産コストの低減を図るとともに国際化の進展に対応したより安全な高品質な生乳を低コストで安定的に生産する体制を構築することで、国際競争に耐えうる強い体質を持った酪農経営の確立を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
草地整備	起伏修正Ⅰ(耕起+牧草播種) A=490.0ha	243,120
草地造成	草地造成Ⅰ A=1.00ha	880
家畜保護施設	畜舎整備 1棟 4,500.00㎡	798,700
諸経費	測量試験費	77,300
総事業費		1,120,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> • ほ場の草地整備により堆肥の効率的な農地還元を可能にし、循環型酪農の推進に配慮する。 • 河川環境に配慮し、当該事業での除草剤散布は行わない。 • 農家への引渡しの際、営農上防除が必要な場合は「採草地における植生改善マニュアル」等を遵守し、適正散布量とするようパンフレット等での周知・指導に努める。 • 排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する。 • 森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。

環境情報協議会に報告すべき事項など

- 事業計画時点において環境省釧路自然環境事務所及びNPO法人タンチョウ保護研究グループ並びに北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、タンチョウ等の野鳥の営巣地を確認します。また、希少動植物の専門家との情報交換を行い希少動植物の状況を把握する。
- 工事実施年のはじめに環境省釧路自然環境事務所及びNPO法人タンチョウ保護研究グループ並びに北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、タンチョウ等の野鳥の営巣地を確認し、必要に応じて施工時期の調整を行う。
- 草地造成に係る対応にあたって、農家との整備要望の聞き取り時に要望内容や、その範囲について確認しており、その上で、自然環境の観点による整備の可否について、環境の専門家と現地にて打合せを行っている。

- ⑦ 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕〕）

【 豊原地区 】

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	7
------	---

事業概要

事業名	草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)再編整備事業				
地区名	豊原		関係市町村名	別海町	
予定期間	令和4年度～令和7年度		受益戸数	28戸	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(原野等)
	460.0			460.0	

事業目的

別海町は広大な土地資源と冷涼な気候のもと、昭和30年代の根釧パイロットファーム建設事業、昭和48年～57年の新酪農村建設事業などにより大規模な酪農専業経営を展開し、現在に至っては、日本有数の生乳生産基地としてわが国の食料の安定供給に大きな役割を担っている。

一方、近年における穀物相場の高騰、担い手の高齢化、後継者不足、さらにはWTO農業交渉をはじめ、EPA・FTA・TPPなどの国際貿易交渉の進展による地域経済への影響が懸念されるなど様々な課題に直面している。

こうしたことから、本事業の導入による飼料基盤及び利用施設の整備等を通じ、生産コストの低減を図るとともに国際化の進展に対応したより安全な高品質な生乳を低コストで安定的に生産する体制を構築することで、国際競争に耐えうる強い体質を持った酪農経営の確立を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
草地整備	起伏修正Ⅰ(耕起+牧草播種) A=460.0ha	236,000
諸経費	測量試験費	48,000
総事業費		284,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ほ場の草地整備により堆肥の効率的な農地還元を可能にし、循環型酪農の推進に配慮する。 河川環境に配慮し、当該事業での除草剤散布は行わない。 農家への引渡しの際、営農上防除が必要な場合は「採草地における植生改善マニュアル」等を遵守し、適正散布量とするようパンフレット等での周知・指導に努める。 排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する。 森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。

環境情報協議会に報告すべき事項など

- 事業計画時点において環境省釧路自然環境事務所及びNPO法人タンチョウ保護研究グループ並びに北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、タンチョウ等の野鳥の営巣地を確認します。また、希少動植物の専門家との情報交換を行い希少動植物の状況を把握する。
- 工事実施年のはじめに環境省釧路自然環境事務所及びNPO法人タンチョウ保護研究グループ並びに北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、タンチョウ等の野鳥の営巣地を確認し、必要に応じて施工時期の調整を行う。

- ⑧ 農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業
〔畜産担い手総合整備型〔再編整備事業〕〕）

【 計根別北地区 】

令和3年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	8
------	---

事業概要

事業名	草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)再編整備事業				
地区名	計根別北	関係市町村名	中標津町		
予定期間	令和4年度～令和7年度	受益戸数	40戸		
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(原野等)
	640.8			640.0	0.8

事業目的

本地区は、平坦で広大な農耕適地を有しており、冷涼な気象環境のもとで草地利用型の畜産業が発達し、草地開発の推進と機械整備の高度化等を経て大型酪農経営が創設され、良質な畜産物食糧供給基地として重要な役割を果たしている。

一方、近年は穀物相場の高騰、担い手の高齢化、後継者不足、さらにはWTO農業交渉をはじめ、TPPの発効、EPA・FTAなど国際貿易交渉の進展による地域経済への影響が懸念されるなど様々な課題に直面している。

こうしたことから、本事業の導入による飼料基盤及び利用施設の整備等を通じ、生産コストの低減を図るとともに国際化の進展に対応したより安全な高品質な生乳を低コストで安定的に生産する体制を構築することで、国際競争に耐えうる強い体質を持った酪農経営の確立を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
草地整備	起伏修正Ⅰ(耕起+牧草播種) A=640.00ha	314,300
草地造成	草地造成Ⅰ(幼樹除去+耕起+牧草播種) A= 0.80ha	1,240
家畜保護 施設整備	畜舎1棟(A=2,600㎡)	538,200
諸経費	測量試験費	86,260
総事業費		940,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境配慮区域及び環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> • ほ場の草地整備により堆肥の効率的な農地還元を可能にし、循環型酪農の推進に配慮する。 • 河川環境に配慮し、当該事業での除草剤散布は行わない。 • 農家への引渡しの際、営農上防除が必要な場合は「採草地における植生改善マニュアル」等を遵守し、適正散布量とするようパンフレット等での周知・指導に努める。 • 排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する。 • 森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。

環境情報協議会に報告すべき事項など

- 事業計画時点において環境省釧路自然環境事務所及びNPO法人タンチョウ保護研究グループ並びに北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、タンチョウ等の野鳥の営巣地を確認します。また、希少動植物の専門家との情報交換を行い希少動植物の状況を把握する。
- 工事実施年のはじめに環境省釧路自然環境事務所及びNPO法人タンチョウ保護研究グループ並びに北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、タンチョウ等の野鳥の営巣地を確認し、必要に応じて施工時期の調整を行う。
- 草地造成に係る対応にあたって、農家との整備要望の聞き取り時に要望内容や、その範囲について確認しており、その上で、自然環境の観点による整備の可否について、環境の専門家と現地にて打合せを行っている。